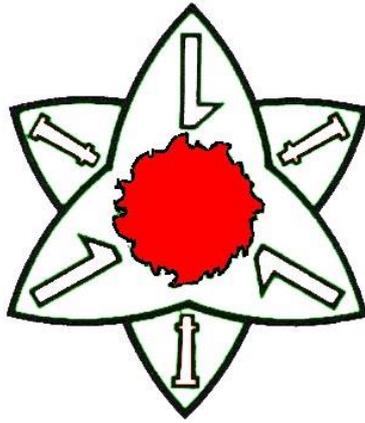


平成30年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944
(火災情報・休日診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	平成30年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因と損害額の状況	14
17	焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
23	組合管内の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
	利用上の参考事項	18・19

1 はじめに

この火災統計は、平成30年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 平成30年中の火災状況

(1) 火災の概況

平成30年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は35件で、前年と比較し3件の減少となっています。市町別では、酒田市が27件で、前年と比較し4件の増加、庄内町が5件で、前年と比較し5件の減少、遊佐町が3件で、前年と比較し2件の減少となっています。

火災損害額は、8,056万9千円で前年と比較し、597万7千円の減少となっています。理由としては、空地、田園などのその他の火災が多く発生し、損害額の発生しない事案が多かったためです。

焼損棟数については40棟、焼損床面積は1,463㎡、焼損表面積は131㎡、林野焼損面積8a、り災世帯数は19世帯、り災人員は45人、死者は2人、負傷者は8人となっています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が17件（全出火件数の49%）、車両火災が4件（全出火件数の11%）、林野火災が2件（全出火件数の6%）、その他の火災が12件（全出火件数の34%）となっており、建物火災は7件、船舶火災は1件、それぞれ前年と比較して減少していますが、その他の火災は4件、林野火災は1件、それぞれ前年と比較して増加しています。また、車両火災については前年と同数となっています。

建物火災のうち、住宅火災は7件で建物火災の41%を占めています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数35件を四季別に区分すると、春（3～5月）11件、夏（6～8月）10件、秋（9～11月）9件、冬（1・2・12月）5件となっており、月別では3月と9月が最も多く5件、次いで8月が4件となっています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は2人で前年と比較し3人の減少、負傷者は8人で前年と同数でした。負傷者については、火災時に火傷を負ったもの及び煙を吸ったために気分が悪くなったものとなっています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「その他」が9件で最も多く、次いで「たき火」が3件、「放火」、「排気管」、「ストーブ」、「たばこ」の2件などが上位を占めています。

ほかに、「衝突の火花、煙突・煙道、電灯・電話等の配線、配線器具、放火の疑い、電気装置、電気機器、マッチ・ライター」などにより発生している状況です。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) たき火による出火防止対策

たき火は、例外を除き原則禁止されています。ごみ等を屋外で焼却すると大気を汚染し、悪臭を発生するおそれがあることから焼却する行為は禁止されています。自宅敷地、畑、河川敷等で勝手な焼却はせず、ごみとして市や町の収集に出し、火災となりえる行為をしないようにしましょう。病虫害防除や寺社行事で、やむを得ずたき火を行う場合は、最寄りの消防署に届け出て指示に従い、火の元に注意して安全に行いましょう。

(2) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで出火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない。整理整頓し死角を作らない。」ことを心がけるとともに、ゴミは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくるのが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理が必要です。

自治会などで積極的に話し合いの場を持ち、放火対策に取り組みましょう。

(3) 住宅防火対策

ア 当組合管内において「ストーブ」による火災件数は2件ありますが、全国的には毎年

出火原因の上位を占めています。火災に至る経過としては、カートリッジタンクのキャップの締め付け不良、ストーブへの洗濯物の落下、カーテンの接触などがほとんどです。石油ストーブによる火災を防止するには、給油時は火を消すこと、カートリッジタンクのキャップの締め付け具合をしっかりと確認すること、カーテンや布団などから離れた位置で使用し、真上に洗濯物を干さないことなど、ちょっとした気配りが大切です。

イ 「こんろ」による火災は、電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ったものです。「ちょっとくらいなら大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときはその場を絶対離れないようにする。どうしても離れなければならないときは、必ず火を消してからその場を離れるようにしましょう。

ウ 電気機器は、私たちの生活を快適なものにしていますが、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。電気配線は、重い物の下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万が一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる。」②「119番で通報する。」③「初期消火を行い消す。」④「危険を感じたら避難をする。」⑤「戸を閉める」ことが大切です。

(2) 防火意識の高揚

- ① たき火火災の撲滅のため、これからも継続して強風時、空気乾燥時、放置など危険と判断されるたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- ② 地域、事業所、学校等の講習会やマスメディア、広報紙及び予防広報事業を通し住民への予防啓発活動を行います。また、幼年期から火災の恐ろしさを防火指導や消防訓練を通して教えることで防火意識を育てます。

(3) 住宅防火の推進

全国的に住宅火災による死傷者が増えており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ火災予防は家庭からを基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされていますが、依然として未設置の世帯があることから今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の不当販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求したりし、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。
- ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

② 事業所に対する点検の場合

- ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

③ トラブル防止のポイント

- ア 身分証明書等を見せてもらう。
- イ あやしいと思ったらはっきりとその場で断る。サインや押印はしない。
- ウ 相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察へ通報する。

1 火災概況

平成30年と平成29年の比較

区 分		単 位	平成30年	平成29年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	35	38	△ 3
	建 物		17	24	△ 7
	林 野		2	1	1
	車 両	件	4	4	0
	船 舶		0	1	△ 1
	そ の 他		12	8	4
焼 損 棟 数		棟	40	39	1
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	1,463	2,080	△ 617
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	131	157	△ 26
林 野 焼 損 面 積		a	8	20	△ 12
り 災 世 帯 数		世帯	19	26	△ 7
り 災 人 員		人	45	84	△ 39
損 害 額		千円	80,569	86,546	△ 5,977
死 者		人	2	5	△ 3
負 傷 者		人	8	8	0
月 平 均	出 火 件 数	件	2.9	3.2	△ 0.3
	焼 損 棟 数	棟	3.3	3.3	0.0
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	122.0	173.4	△ 51.4
	り 災 世 帯 数	世帯	1.6	2.2	△ 0.6
	り 災 人 員	人	3.8	7.0	△ 3.2
	損 害 額	千円	6,714	7,212	△ 498
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	2,302	2,278	24
人 口		人	139,261	141,049	△ 1,788
世 帯 数		世帯	54,056	53,926	130
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			2.5	2.7	△ 0.2

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別					焼損棟数								焼損面積			
		建物	林野	車両	船舶	その他	火元				類焼				建物 (m ²)		林野 (a)	
							全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積		
1月	1	1							1								1	
2月	2	2					1		1						52			
3月	5	2				3	1		1				1	1	156	14		
4月	3	2				1	1		1				1	1	75	18		
5月	3	1		2			1							2	171			
6月	3	3					2		1						218			
7月	3	1	1			1	1			2	1	4	5	536	56		4	
8月	4	1				3			1				1			27		
9月	5	1		2		2	1			1			1	1	110	15		
10月	3		1			2												4
11月	1	1							1						7			
12月	2	2					1		1						138			
計	35	17	2	4		12	9		5	3	4	1	8	10	1,463	131		8

平成29年	38	24	1	4	1	8	8	2	6	8	2		5	8	2,080	157		20
-------	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	-------	-----	--	----

〈その2〉

り災世帯			死傷者		損 害 額 (千 円)						
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	の
				者			物				他
					20	1	19				
					5,387	5,268	119				
1		2		1	4,965	3,202	1,763				
					1,283	444	605		189		45
1		2	1	1	28,494	25,741	373		2,380		
1		1		4	1,836	1,509	50				277
2		6			28,736	21,541	4,307	2,520	80		288
					32	32					
		1	1	1	1,705	499	341		865		
					4,530			4,449			81
				1	794	794					
1		1			2,787	2,705	60		22		
6		13	2	8	80,569	61,736	7,637	6,969	3,536		691

6	4	16	5	8	86,546	66,280	18,868		1,032	326	40
---	---	----	---	---	--------	--------	--------	--	-------	-----	----

3 目で見る火災統計

年間35件の火災が発生

建物火災は17件(全火災件数の49%)
うち住宅火災は7件(建物火災の41%)

出火原因の上位は

たき火	3件
放火	2件
排気管	2件
ストーブ	2件
たばこ	2件



19世帯45人焼け出される

死者2人 負傷者8人



65歳以上の方は火の取り扱いに注意!
火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す

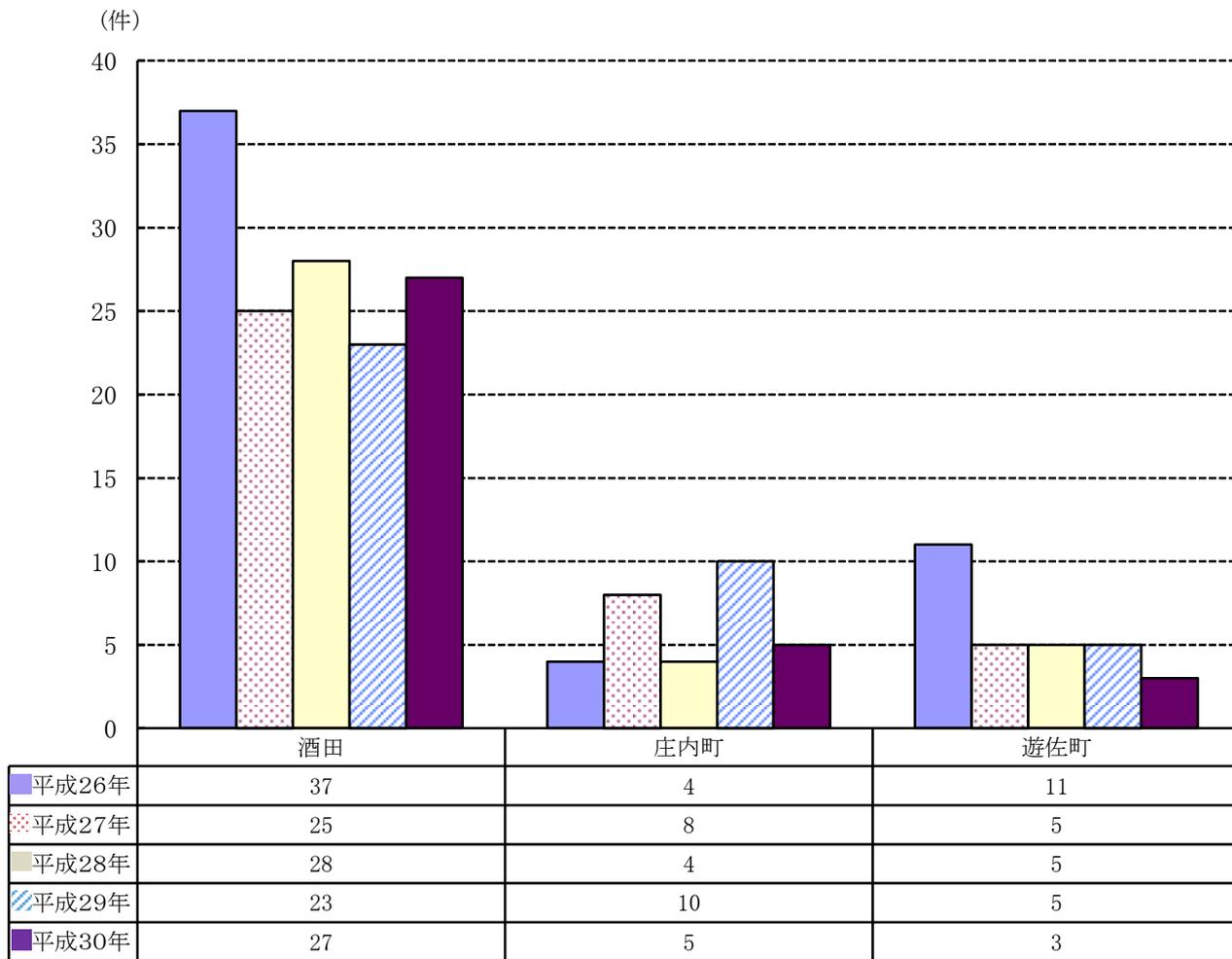
8,056万9千円の財産が灰に
火災1件あたり230万2千円



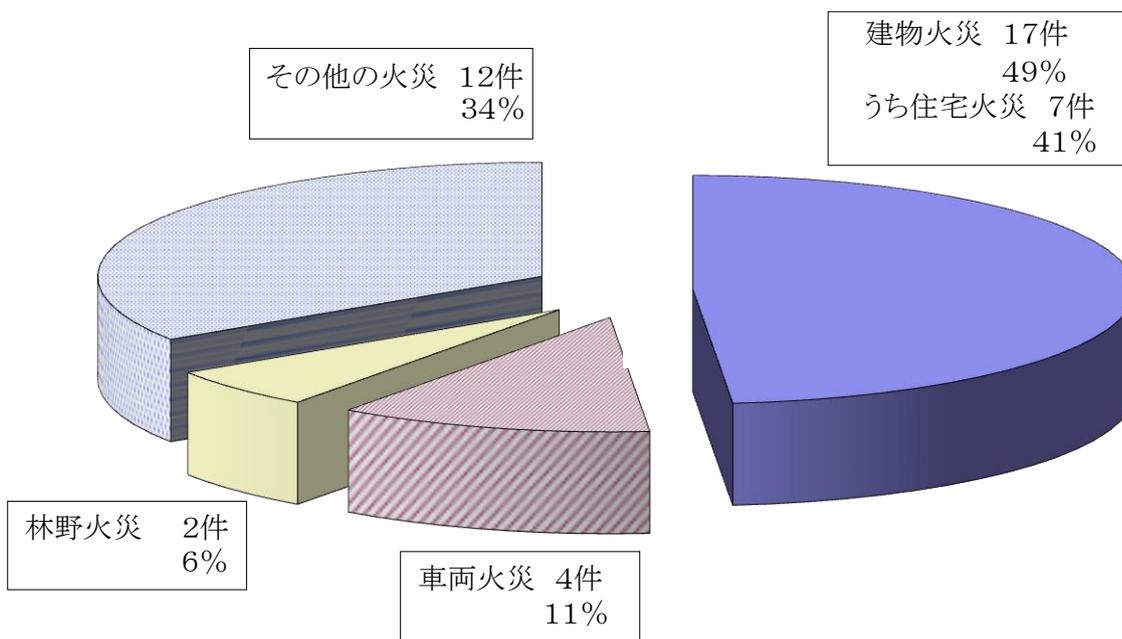
4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別					焼損棟数					焼損床面積			り災世帯数			死傷者		損害額（千円）									
	計	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m ²)		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	その他	合計
												床面積	表面積															
酒田市	27	14	2	3		8	34	10	1	11	12	1,186	116	8	17	5		12	41	2	6	59,371	7,259	6,969	3,466		404	77,469
庄内町	5	2		1		2	2	1		1		167			1	1			1		1	1,866	37		70		287	2,260
遊佐町	3	1				2	4	2		1	1	110	15		1			1	3		1	499	341					840
計	35	17	2	4		12	40	13	1	13	13	1,463	131	8	19	6		13	45	2	8	61,736	7,637	6,969	3,536		691	80,569

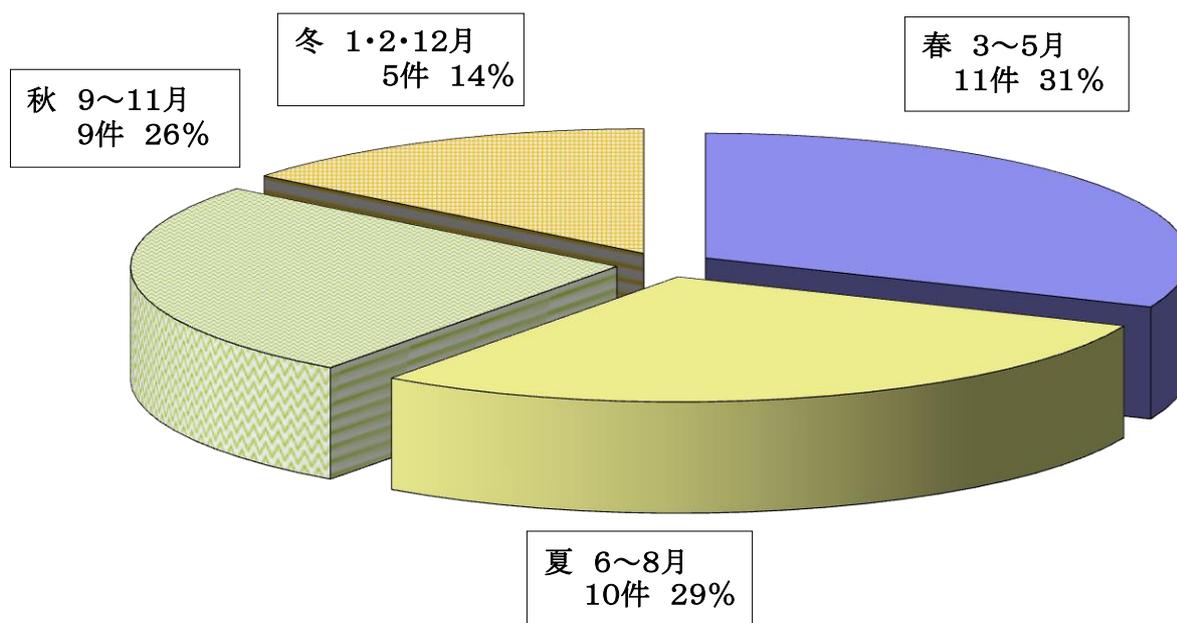
5 市町別火災件数の推移



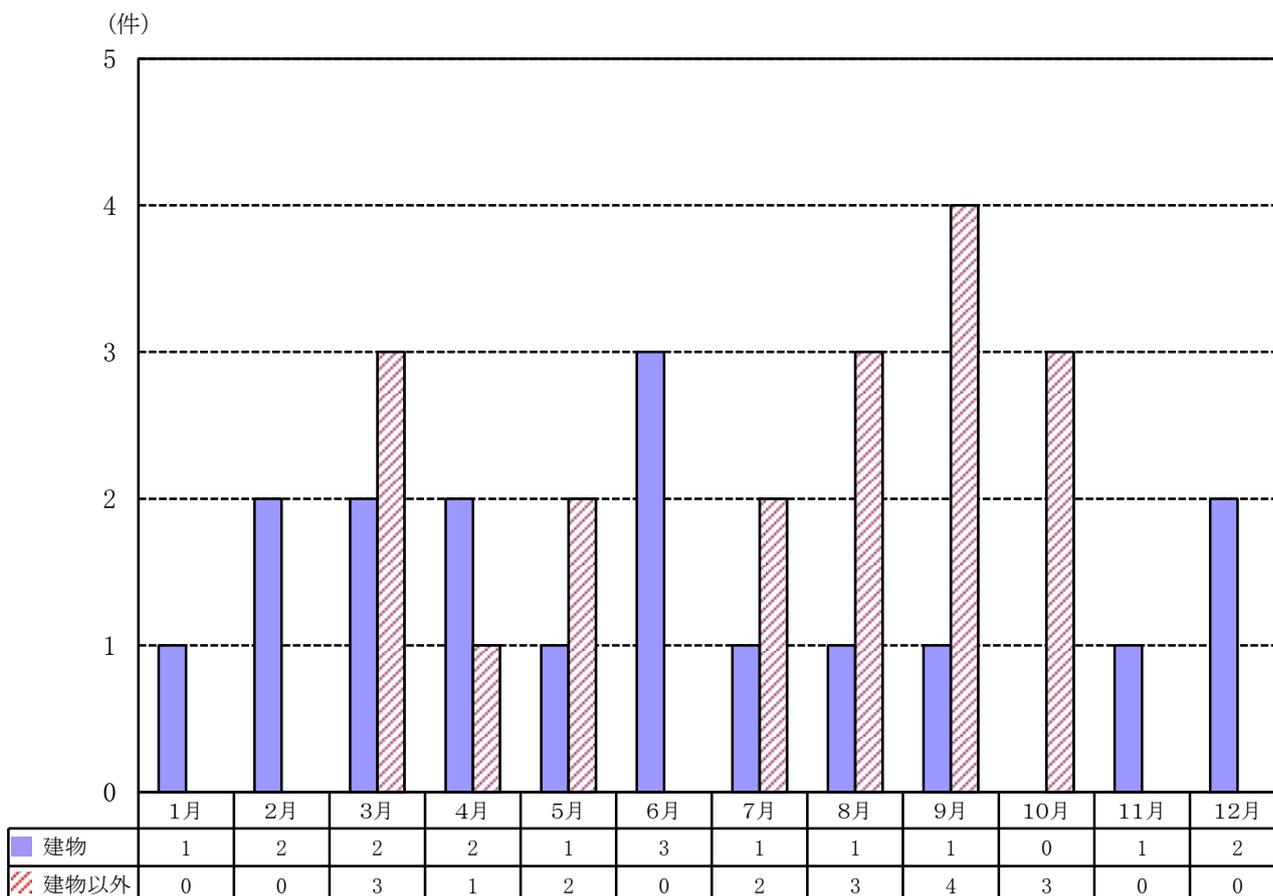
6 火災種別出火件数



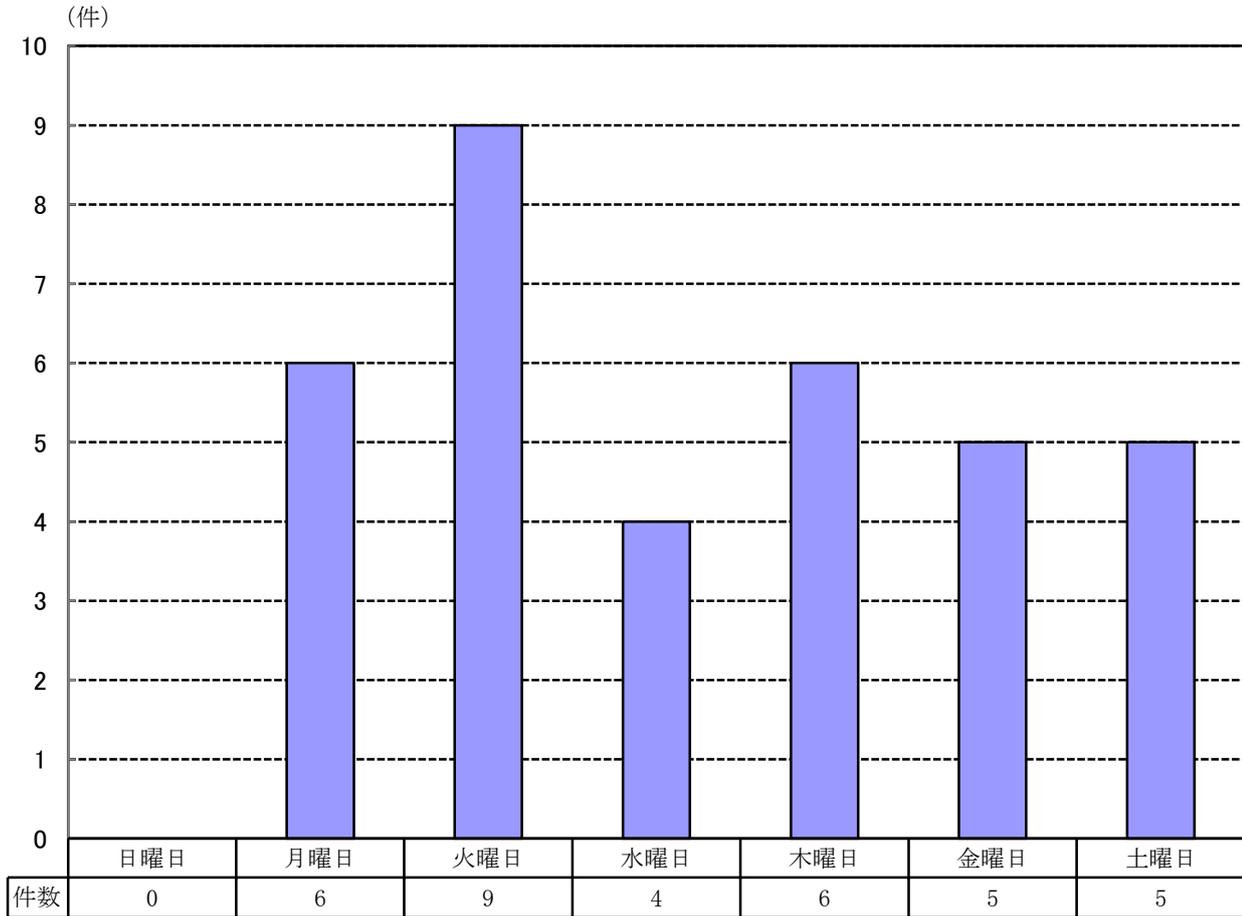
7 四季別火災件数



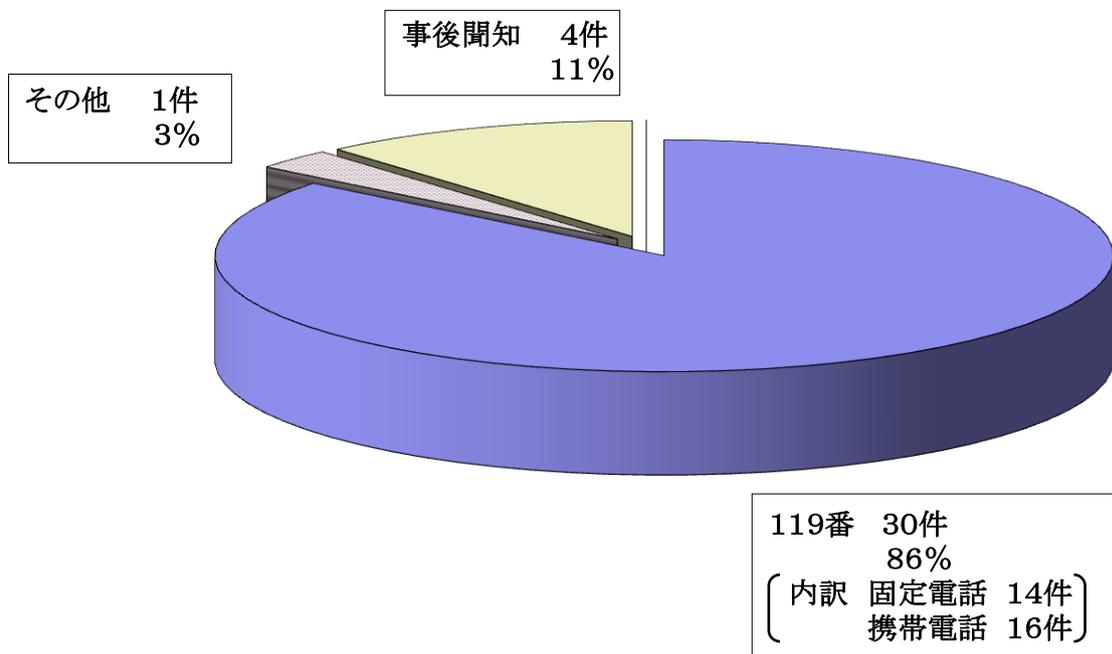
8 月別火災件数



9 曜日別火災件数



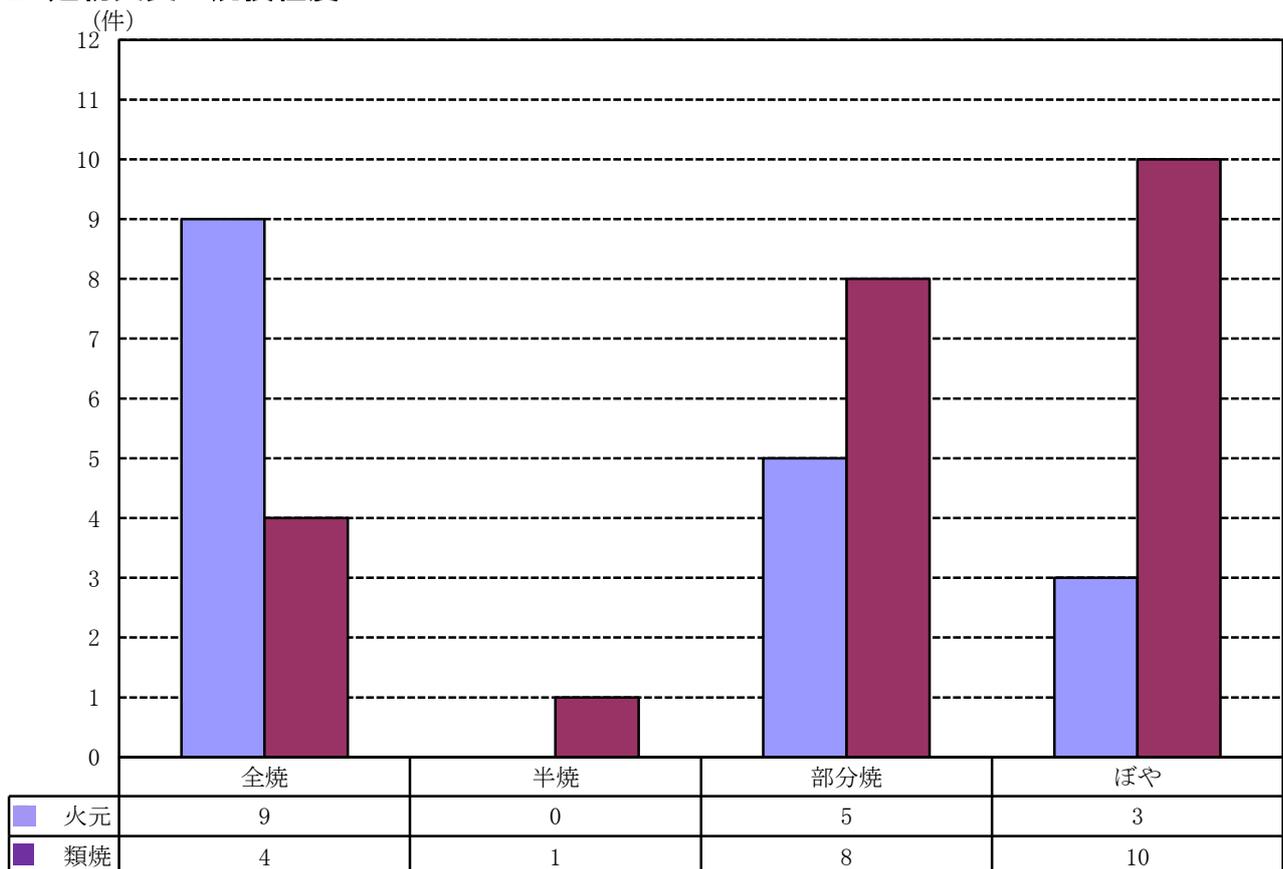
10 覚知方法別火災件数



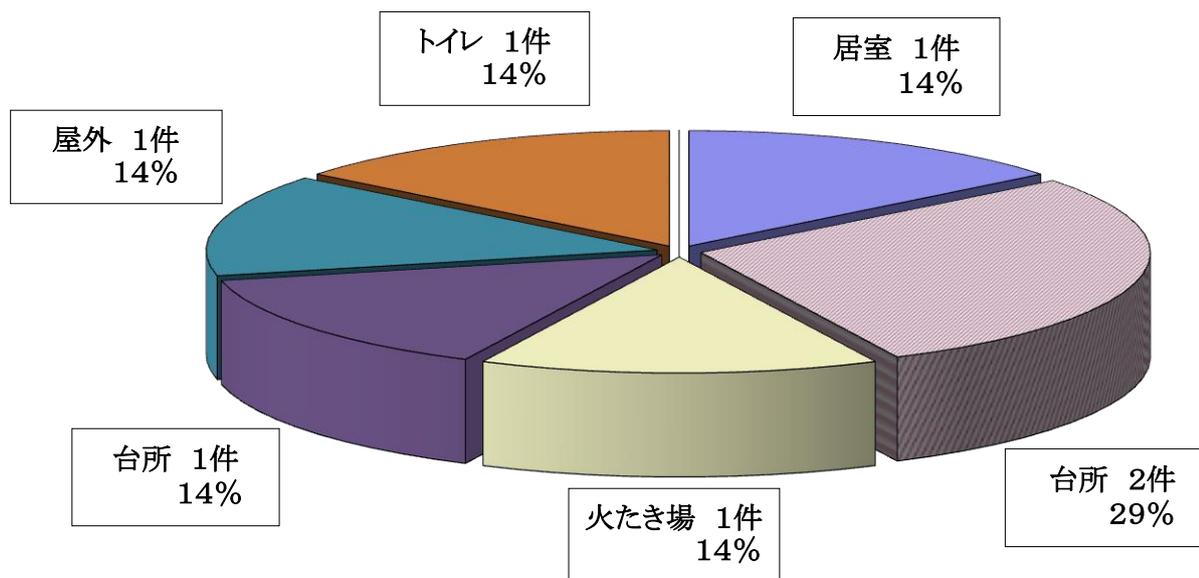
11 死傷者の推移



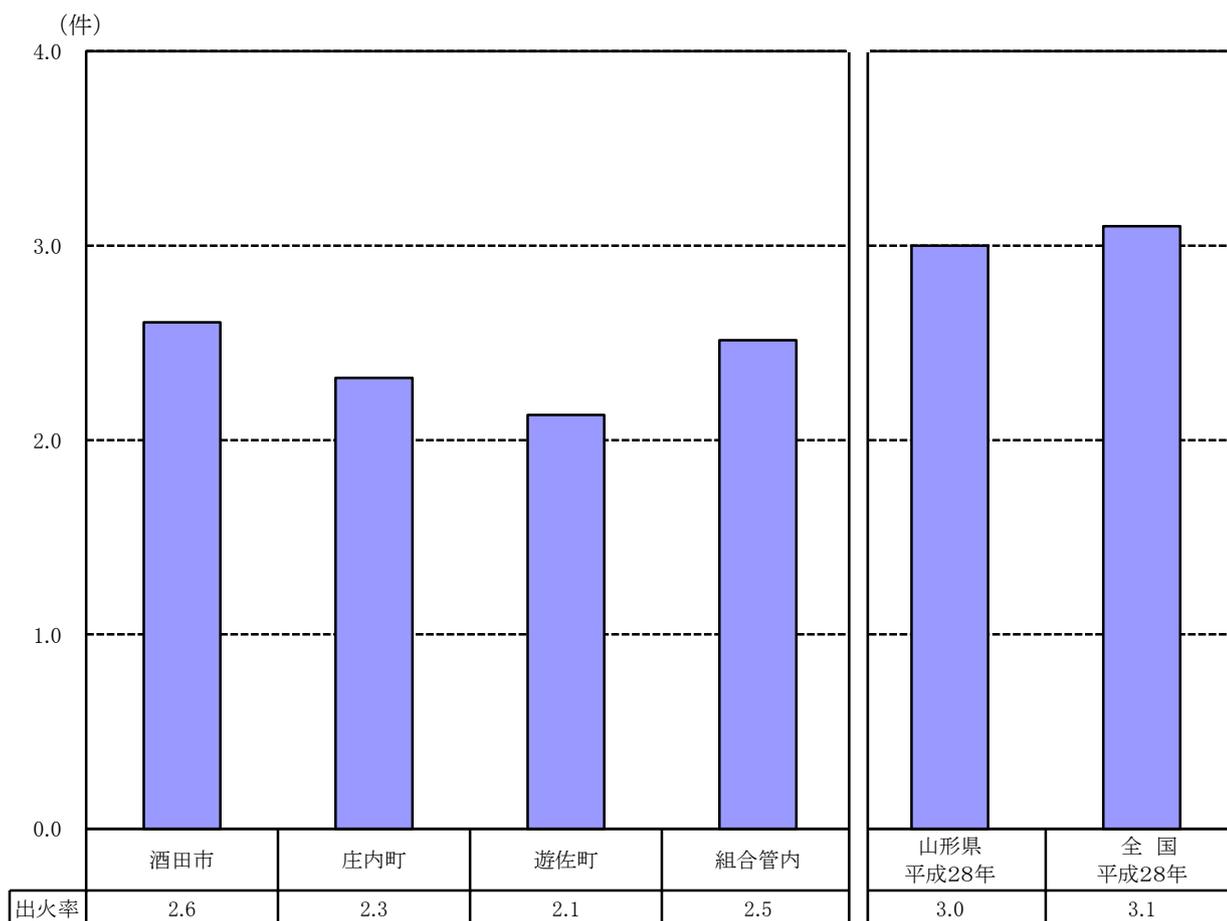
12 建物火災の焼損程度



13 住宅火災の出火箇所の状況

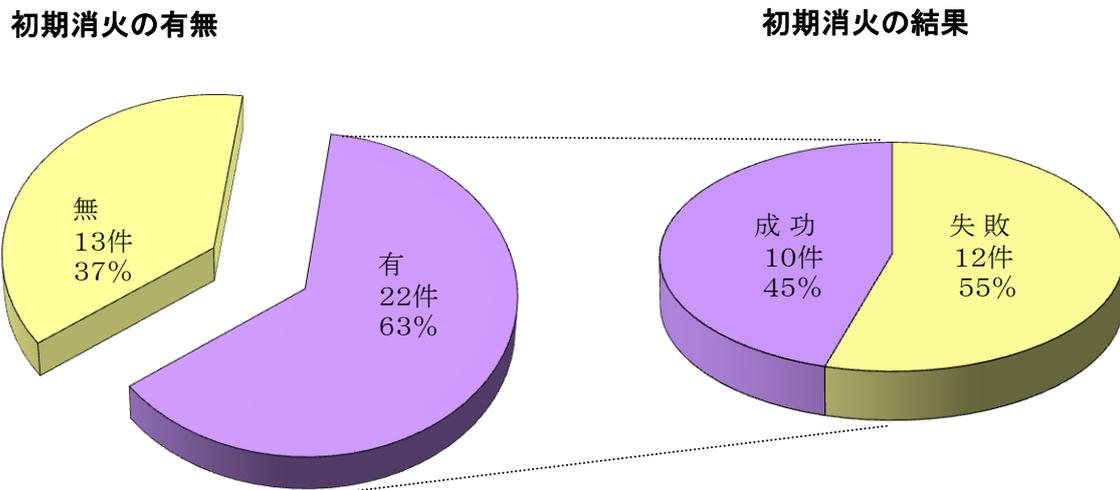


14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)

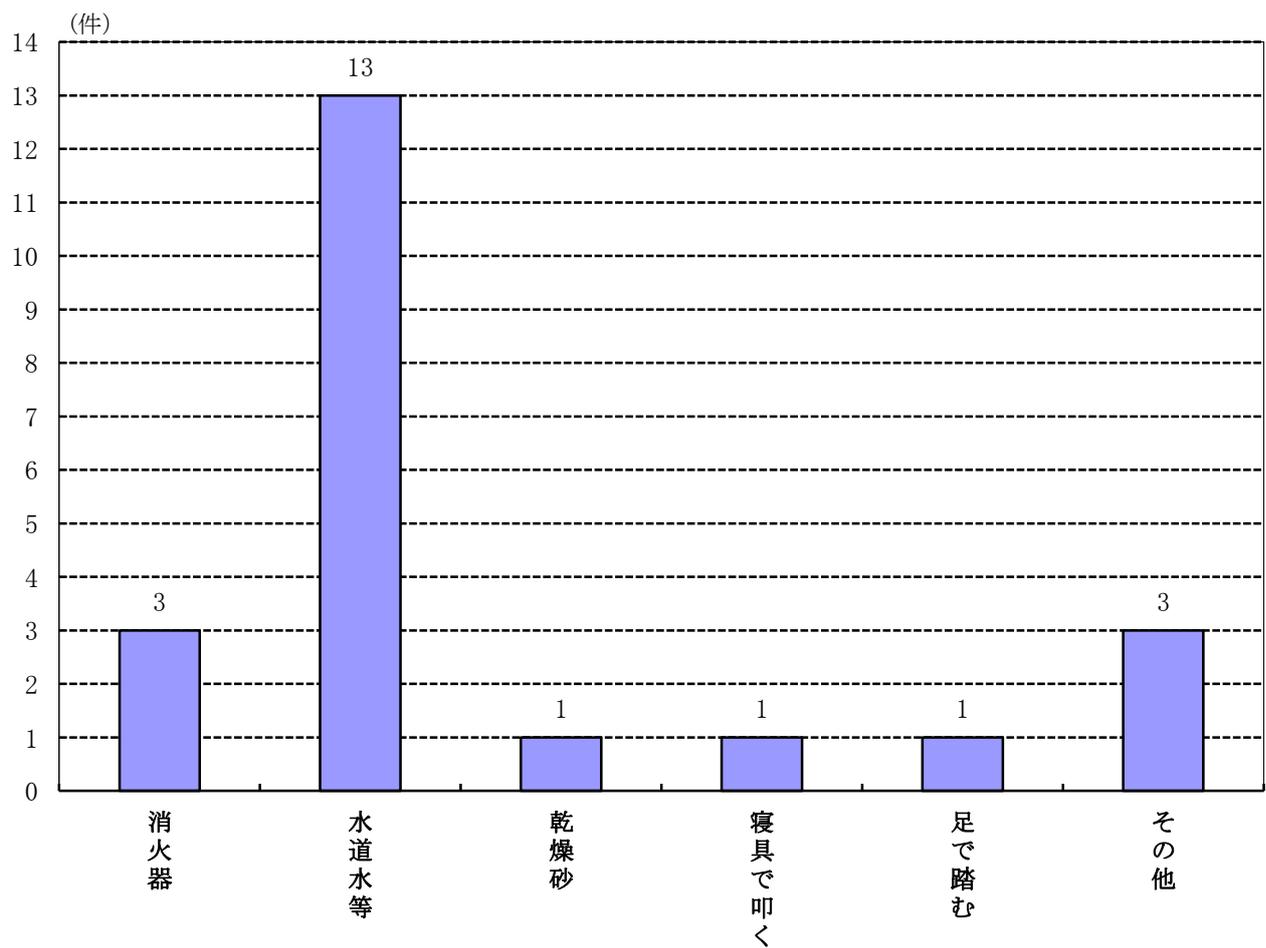


15 初期消火の状況

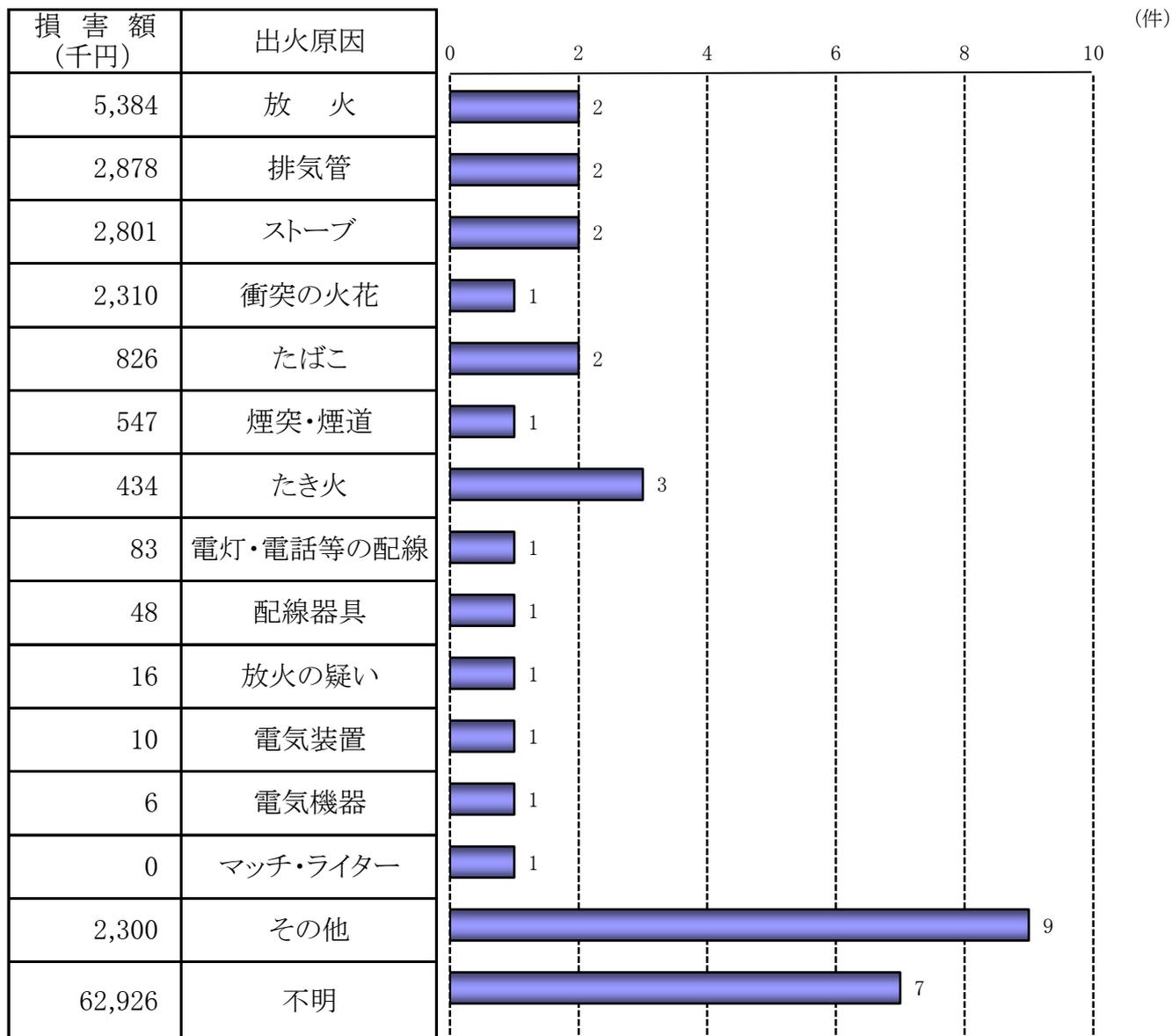
(1) 初期消火の実施状況



(2) 初期消火器具等の使用状況



16 出火原因と損害額の状況

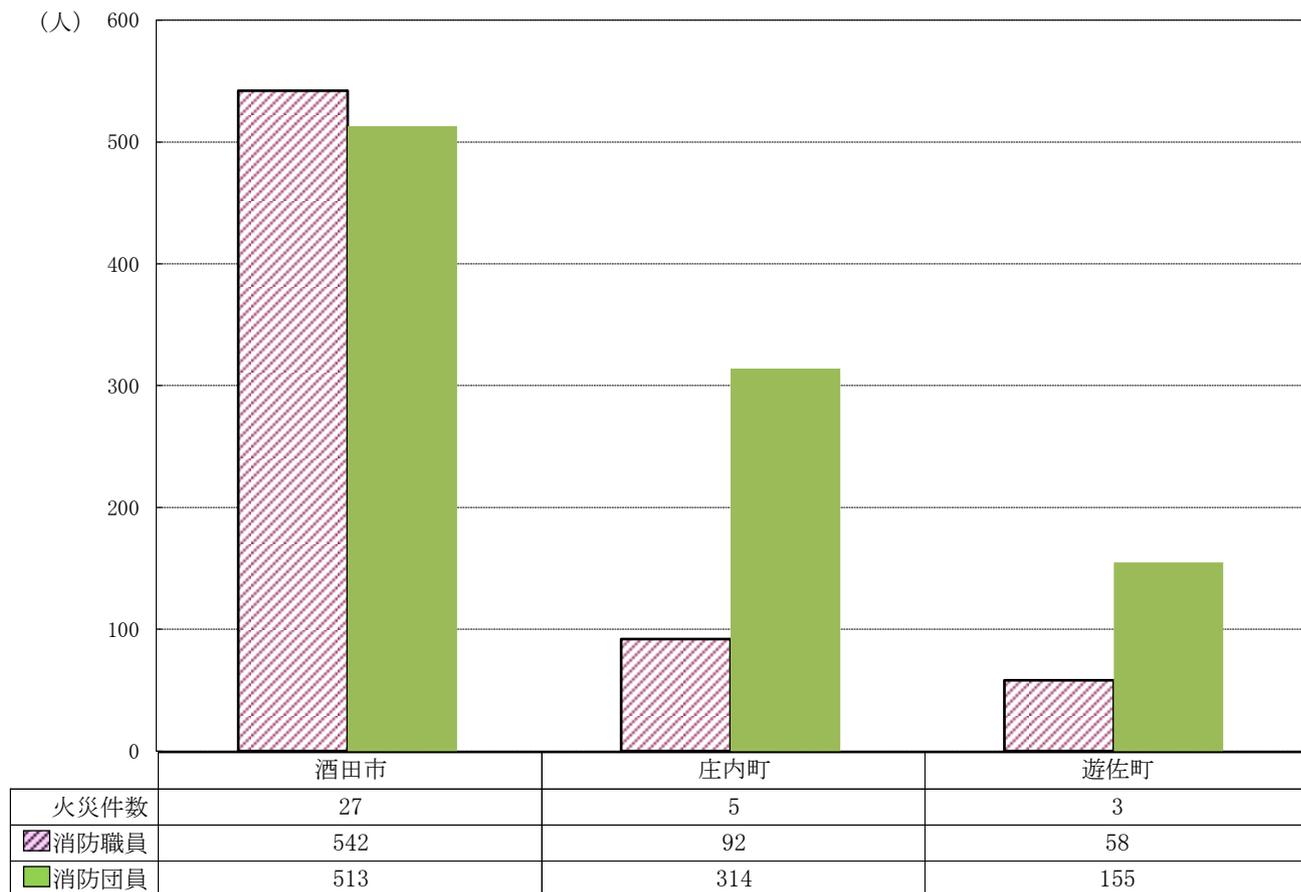


※ 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的には溶断熱、花火の燃えかす、収集したごみからの出火等があります。

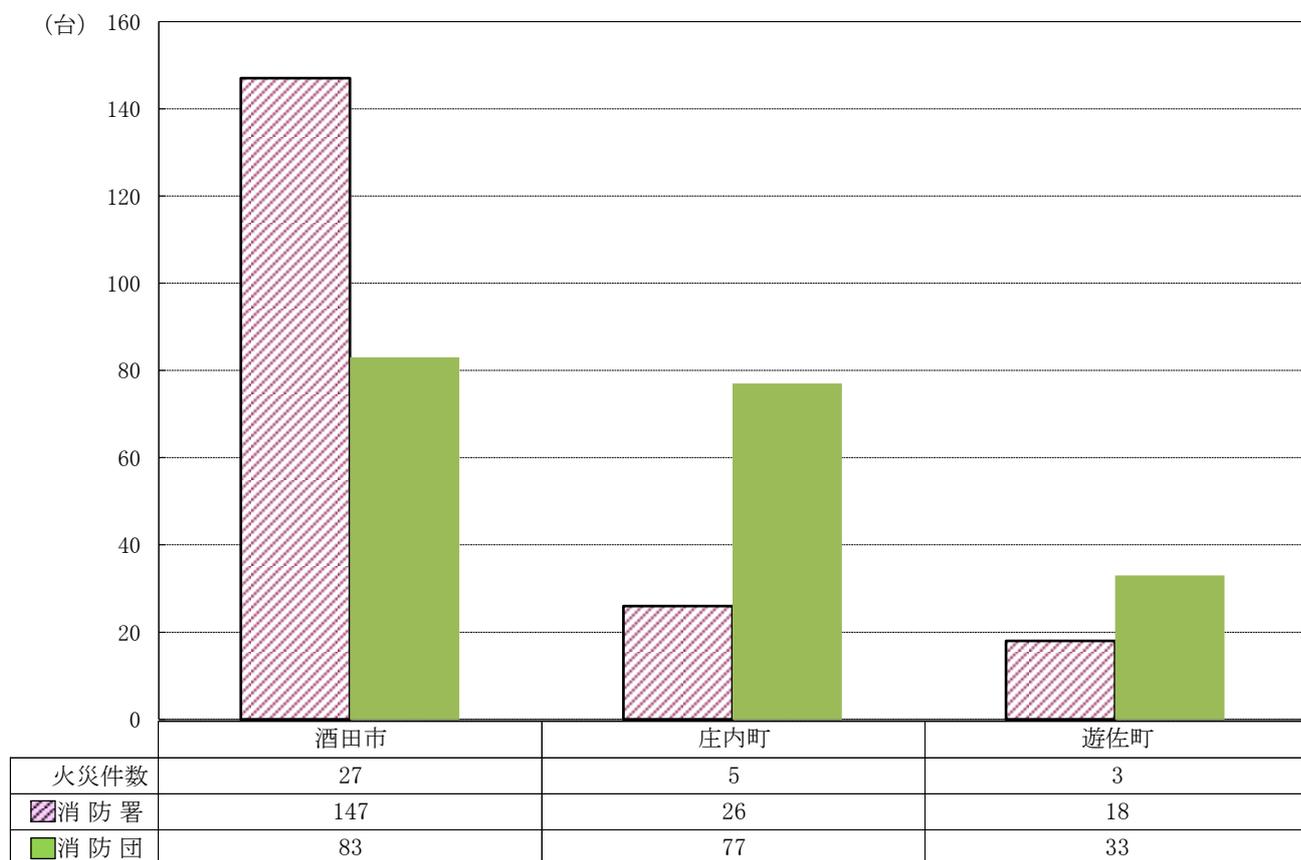
17 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

発生日	覚知時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
5.30	8:16	酒田市	住宅	不明	171	1			2	1	1	26,114
7.2	11:06	酒田市	作業所	不明	536	3	1	4	5			25,928

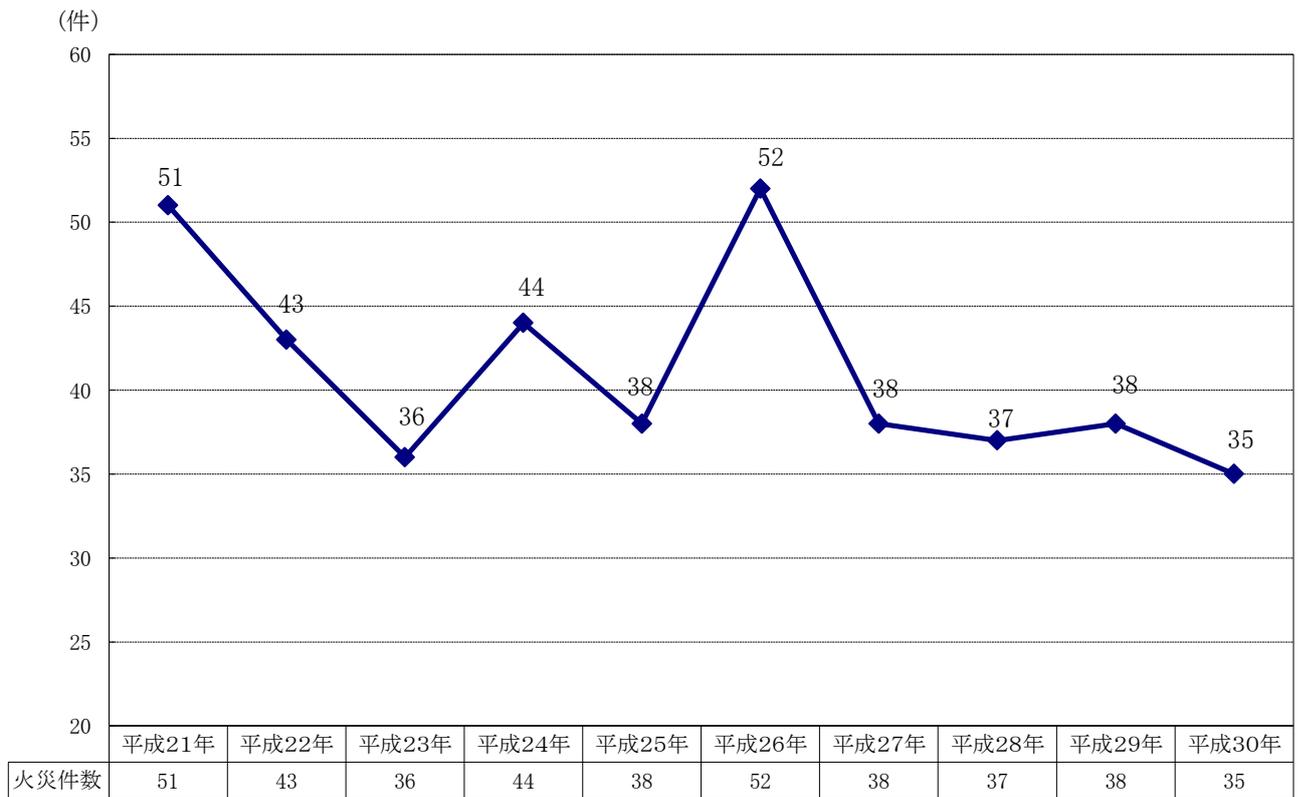
18 火災出動人員の状況



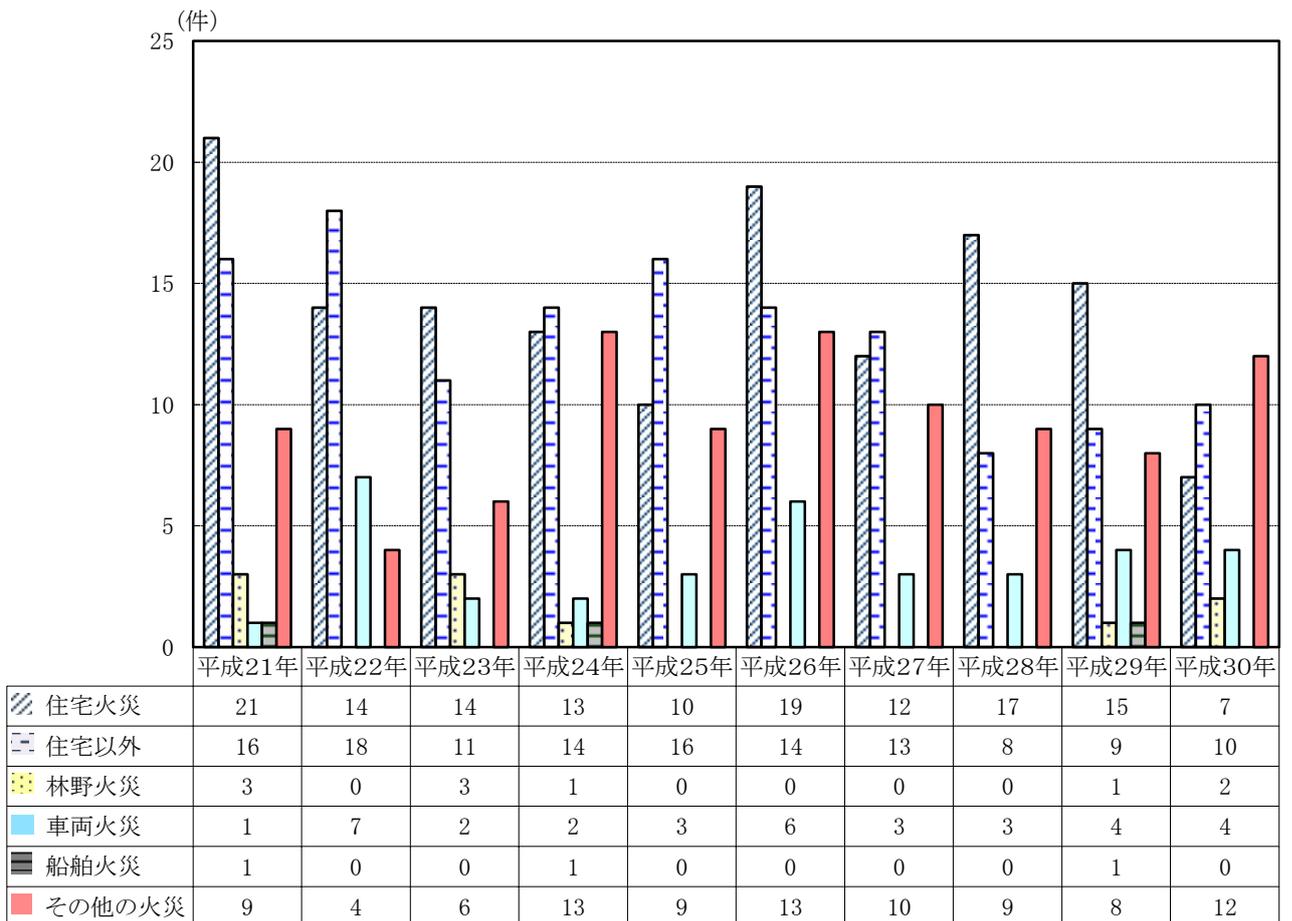
19 火災出動車両の状況



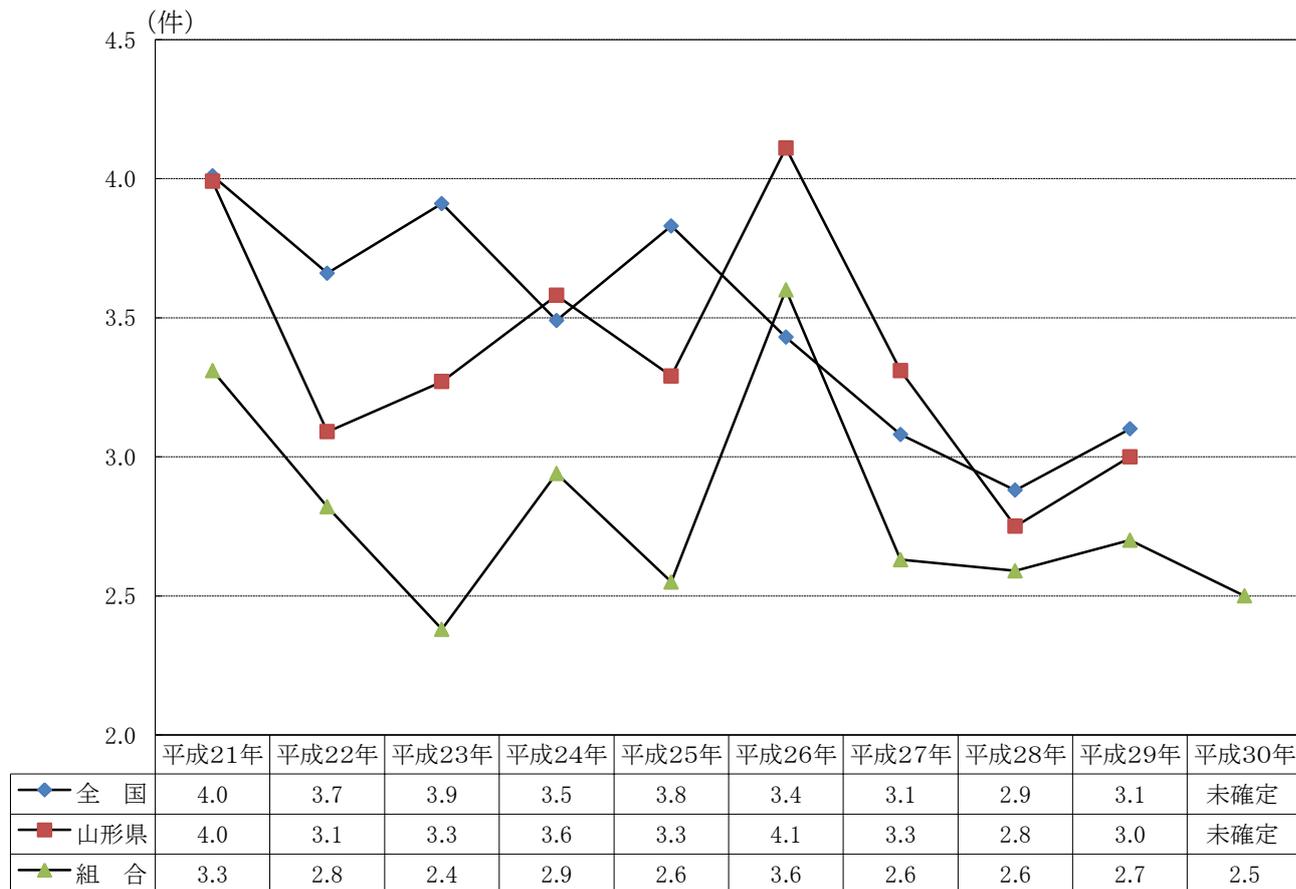
20 火災件数の推移



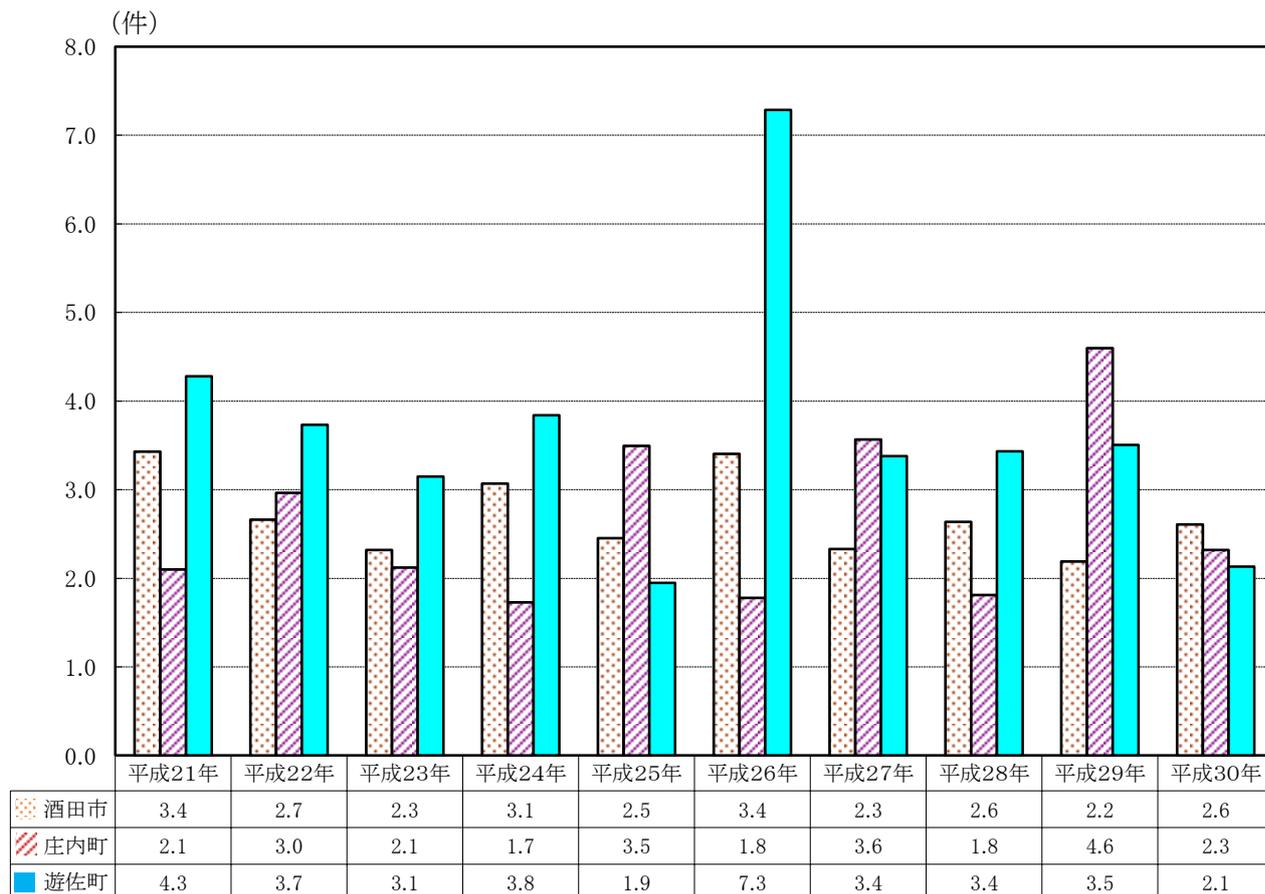
21 火災種別の推移



22 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



23 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

7 統計上の構成比は、小数点以下又は小数点第2位以下を四捨五入しているため合計が必ずしも100%とはなりません。



備えよう
住宅用
火災警報器